

(目的)

第1条 この要領は、三郷市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な手続を定めることを目的とする。

(対象とする競争入札)

第2条 この要領の対象となる競争入札は、三郷市建設工事総合評価方式試行要綱に定める総合評価方式による競争入札とする。

(調査基準価格)

第3条 契約を締結しようとする場合は、契約ごとに契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、原則として、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5（以下「下限値」という。）を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に下限値を乗じて得た額を調査基準価格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、前項の規定する算出方法により調査基準価格を定めることが困難な場合は、予定価格の下限値から10分の9.2までの範囲内で調査基準価格を定めるものとする。

(調査基準価格の端数計算)

第4条 前条第2項本文の規定により調査基準価格を算出する場合において、同項各号の合計額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額に100分の110を乗じるものとする。ただし、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額が、予定価格に下限値を乗じて得た額に満たない場合は、千円未満の端数を切

り上げた額に100分の110を乗じるものとする。

- 2 前条第3項の規定により調査基準価格を算出する場合においては、調査基準価格に100分の100を乗じて得た額が、千円未満の端数がない額とする。
- 3 前条第2項ただし書及び第3項の下限値を用いて調査基準価格を算出する場合において、予定価格に110分の100及び下限値を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(失格基準価格)

第5条 調査基準価格を定めた契約はその入札金額(入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額をいう。以下同じ。)について、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。ただし、第3条第3項に規定する方法により調査基準価格を定めた契約を除く。

- 2 入札金額の失格基準価格は、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とし、その合計額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

(1) 直接工事費に10分の9を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の8を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第6条 契約課長は、競争入札の結果、予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内の価格が調査基準価格の110分の100の価格(以下「調査基準比較価格」という。)を下回る価格であったときは、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について低入札価格調査を行う。

- 2 前条第1項の規定により失格基準を定めた契約において、低価格入札者(再度入札を実施した場合の低価格入札者を含む。)のうち、当該失格基準を下回る入札をした者は、失格とする。
- 3 契約課長は、低価格入札者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求め、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて入札された工事を担当し

ている課の長（以下「工事担当課長」という。）に調査の依頼を行う。

- (1) 低入札価格調査に係る書類の提出について（様式第1号）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (3) 直接工事費に係る内訳書（様式第3号）
- (4) 共通仮設費に係る内訳書（様式第4号）
- (5) 下請予定業者等一覧表（様式第5号）
- (6) 配置予定技術者名簿（様式第6号）
- (7) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第7号）
- (8) 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第8号）
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第9号）
- (10) 手持ち資材の状況（様式第10号）
- (11) 資材購入予定先一覧（様式第11号）
- (12) 手持ち機械の状況（様式第12号）
- (13) 機械リース元一覧（様式第13号）
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第14号）
- (15) 誓約書（様式第15号）
- (16) 社会保険等への加入状況届（様式第16号）

4 契約課長は、前項の規定により低価格入札者に対し、前項各号に定める書類又は低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（様式第17号）の提出を求めるものとする。

5 契約課長及び工事担当課長は、第3項に規定する書類による低入札価格調査を行うに当たり、必要があるときは、低価格入札者に対し意見聴取を行うことができる。

6 第3項に規定する書類による低入札価格調査は、低価格入札者のうち最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から行うこととし、当該最低価格入札者について当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該契約について他の低価格入札者の低入札価格調査を省略することができる。

7 工事担当課長は、入札執行日の翌日から起算して7日以内（三郷市の休日を定める条例（平成元年三郷市条例第24号）第1条第1項に規定する日（以下「市の休日」という。）を除く。）に調査結果を契約課長に回答する。

（調査結果による措置）

第7条 契約課長は、前条第3項に規定する調査の結果、当該最低入札価格によっても当

該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該調査結果について低入札価格調査委員会の審査に付さなければならない。

（低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定）

第8条 契約課長は、前条の規定による低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、その者がした入札を失格とし、落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準比較価格以上の価格であるときは、契約課長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準比較価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格の入札者につき第6条から前項までの規定を準用する。

4 低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定については、原則として入札執行日から21日以内（市の休日を除く。）に対象業者に通知するものとする。ただし、低入札価格調査委員会の審査をすることなく当該最低価格入札者を落札者とする場合は、入札執行日から14日以内（市の休日を除く。）に対象業者に通知するものとする。

（低入札価格調査委員会の設置）

第9条 第7条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査委員会の組織）

第10条 調査委員会の会長、副会長及び委員は、三郷市建設工事請負等業者選定委員会規則（昭和57年三郷市規則第26号）第3条に規定する三郷市建設工事請負等業者選定委員会の会長、副会長及び委員をもってこれに充てる。

（調査委員会の会長等の職務）

第11条 会長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（調査委員会の開催）

第12条 調査委員会は、必要の都度会長が招集する。

2 調査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急、かつ、やむを得ない理由により調査委員会を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第13条 調査委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定)

第14条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、次に掲げる全ての要件を適用し、満たすものとする。

(1) 主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）は、請負代金額にかかわらず専任とする。なお、三郷市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第5項に規定する現場代理人と監理技術者等との兼務を認めないものとする。

(2) 三郷市建設工事請負契約約款第56条第1項に定める契約不適合責任期間を引き渡しを受けた日から4年とする。

(3) 重点的な監督業務、厳格な検査を実施するなど監督体制等を強化する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。